

公益財団法人ふくしま海洋科学館 インターンシップ受入要綱

1 目的

この要綱は、インターンシップの希望学生を対象とし、公益財団法人ふくしま海洋科学館（以下「財団」という）理事長が受け入れる場合の基準を定めることを目的とする。

2 対象者

以下の条件を満たすものを対象とする。

- (1) 福島県内の高等学校を卒業した専門学校生・大学生・大学院生及び福島県内の専門学校・大学・大学院（以下「学校」という）に通う学生。
- (2) 当該学校が人物・成績等優秀と認め、職業観が明確であると財団が認める学生。
- (3) 将来の就職希望先が当館の業務内容と一致すると認められる学生。
- (4) 財団理事長が受け入れを認める学生。

3 受入人数及び期間

インターンシップ学生の受入は年度内を通し若干名とする。実務期間は7日間を上限とし、大学側と協議の上決定する。同一期間に4名以上が重複する受入は行わない。

4 申請手続き

インターンシップ学生が在籍する学校は、希望者の氏名、学部等を記入したインターンシップ申込書（様式第1号）、希望の理由等を記入したインターンシップ希望理由書（様式第2号）、インターンシップ学生調査票（様式第3号）を財団理事長宛に提出する。提出期間は年度ごとに定めるものとする。

5 受入学生の決定及び通知

財団理事長は、所定の申込書と理由書を収受した後、当館で選考を行い、受入の可否を決定する。この結果は、文書で大学に通知する。

6 実務内容

インターンシップ学生の実務内容は、当館の指定した業務の補助を行うものとする。

7 実施場所

ふくしま海洋科学館内とする。ただし、実務内容により、別に場所を指定して実習を行うことがある。

8 実施時間

実施時間は、財団職員の勤務時間に準ずるが、場合により短縮する場合もある。

9 経費負担

財団は、インターンシップ学生への報酬、交通費、宿泊費等の一切の経費的負担を行わない。

10 賠償責任

インターンシップ学生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、財団は一切の責任を負わない。また、インターンシップ学生に起因した事由により、財団が損失または損害を受けた場合には、インターンシップ学生並びに学校が連帯してこれを賠償しなくてはならない。

11 インターンシップにおける実務の中止

インターンシップ学生の勤務態様及び体調が望ましくないものと財団が認めた場合は、実務を中止し、その旨を学校に公文書で通知する。

12 受入事務

インターンシップ学生の受入及び実務等に係る事務は、環境保全部 保全教育グループが行う。

13 その他

附則 この要綱に規定していない事項は、その都度、財団理事長が決定する。

この要綱は、平成16年7月1日より実施する。

この要綱は、平成18年12月1日より実施する。

この要綱は、平成21年5月1日より実施する。

この要綱は、平成25年10月1日より実施する。

この要綱は、平成28年1月1日より実施する。

この要綱は、令和7年4月1日より実施する。